

東日本大震災に伴う

雇用均等特別相談窓口のご案内

千葉労働局雇用均等室では、東日本大震災を受け、雇用均等特別相談窓口を開設しました。

妊娠・出産、育児休業、性別を理由とした解雇等のご相談をお受けします。

例えば…

育児休業中だが、震災で事業が縮小したため、復職するところがないと言われた。

震災に伴う業務量の減少で人員整理をすることとなったが、女性だけが退職勧奨されている。

つわりがひどく体調が悪いので休みたいが、震災後の仕事が忙しくて休めない。

もうすぐ産休が終わるが、パートなので復職できるか心配。 など

【雇用均等特別相談窓口】

千葉労働局雇用均等室

相談受付時間 月～金(祝日を除く) 8:30～17:15
対象者 労働者(ご家族の方の相談も受け付けます。)、事業主等
TEL 043-221-2307
所在地 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第二地方合同庁舎3F

上記の時間以外に相談されたい方は、下記をご利用ください

【仕事応援ダイヤル】

全国社会保険労務士連合会(厚生労働省委託事業)

受付時間 月～金 17:00～20:00
土 10:00～18:00

電話相談 0120-07-4864(フリーダイヤル。携帯電話不通)
0570-07-4864(携帯電話用。有料)

メール、FAXでの相談も受け付けています。詳しくは

こちらへ <http://www.shakaihokenroumushi.jp/2010/ouen-dial/>